

鎌倉幕府の地頭請所政策と荘園制

清水 亮

Jito-ukesho Policy of the Kamakura Shogunate and the Manor System

SHIMIZU Ryo

はじめに

- ① 鎌倉時代の地頭請所関係事例の概要
- ② 東国における地頭請所の展開と荘園制
- ③ 寛喜の飢饉と鎌倉幕府の地頭請所政策
- ④ 鎌倉中後期における地頭請所保護政策の展開
- ⑤ 鎌倉末期における地頭請所保護政策
おわりに

【論文要約】

本稿では、鎌倉幕府の地頭請所政策の展開を荘園制と関連づけて通時的に検討する。地頭請所とは、鎌倉幕府に補任された地頭が一定額の年貢上納を請け負い、上級領主から現地支配の委任を受ける所領支配・年貢上納の形態である。

鎌倉初期における幕府の地頭請所政策は、治承・寿永内乱（および鎌倉初期の政争）からの地域復興と荘園制の再建事業の一環として展開した。すなわち鎌倉幕府が特異な支配権を得た東日本において、地頭による荒野開発（および再開発）が政策として展開し、その一環として地頭請所もこれらの地域に多く設定されたことを明らかにした。そして、都市領主たちも、地頭請所が荘園制の再建につながることを察知し、地頭たちと私的に請所契約を結んだことを論じた。

鎌倉幕府の地頭請所政策が展開した次の段階は、寛喜の飢饉の影響下にあった1230年代である。この時期、地頭・地頭代に年貢上納の責任を負わせることで、寛喜の飢饉という大災害から地域と年貢を回復させる幕府の政策が、直轄領・北条氏

所領における請所の展開というかたちで現れた。さらに、13世紀後期、幕府は、20箇年の知行年紀法と「寛喜以後」に成立した請所を保護する幕府法によって、地頭請所を広く保護する政策をとった。これらの事実を明らかにした上で、幕府の一連の政策は、地頭請所の設定による直轄領・北条氏所領における民衆救済・年貢の維持政策を、他の都市領主の所領にまで及ぼすことで荘園制全体の維持を図るものであったことを論じた。

13世紀最末期以降の鎌倉幕府は、関東口入請所以外の地頭請所保護政策を後退させるが、私請所についても無前提に保護政策を後退させたわけではなかった。そして、関東御領においては、民衆救済をともなう地頭請所の設定が継続された。鎌倉幕府は、一貫して荘園制を維持する媒介として地頭請所を位置づけていたのである。

【キーワード】 地頭請所、内乱、飢饉、民衆救済、荘園制

はじめに

請所とは、上級領主から一定額の年貢納入などの所務を請け負い、現地支配の委任を受ける所領支配・年貢上納の形態である。請所に関する研究は、八代國治氏・三浦周行氏・船越康寿氏によって検討の先鞭がつけられた^①。そして、これらの研究をふまえ、一九三〇年代から一九四〇年代にかけて、莊園制と地頭請所の関係についての研究が進み、請所の確保が、地頭の莊園支配（侵略）に大きな役割を持ったことが論じられた^②。今井林太郎氏・小野武夫氏の研究は、このような観点からの、戦前における地頭請所研究の水準を示している^③。

地頭請所を地頭による莊園侵略の拠り所とする理解に疑義が呈されたのが一九五〇～七〇年代である。佐々木銀弥氏は、地頭請所の事例を収集し、さらに武家口入型（鎌倉幕府の口入によって成立した請所）・寄進型（寄進地系莊園の在地領主の權益に系譜を引く請所）・私契約型（莊園領主と地頭の私契約によって成立した請所）・和与型（莊園領主と地頭の相論を解決する和与に基づいて成立あるいは確認された請所）に分類した。そして、武家口入型・寄進型の請所が鎌倉初期、東国・北陸などに多く見いだされること、私請所型が鎌倉前・中期の西国に多く見いだされること、和与型が永仁年間以降の中国地方で多く見いだされることを明らかにした。佐々木氏はこれらの知見を踏まえ、請所獲得が地頭の領主制形成を促す一面を認めつつ、それが地頭による莊園侵略の拠り所となったとする通説的イメージを相対化した^④。また、安田元久氏も、地頭の莊園侵略が、多くの場合、地頭請所や下地中分とは無関係に進むことを主張した^⑤。さらに、小泉宜石氏は、地頭請所が莊民の一定の支持を得て展開した事例を示した^⑥。小泉氏の研究は、地頭請所における民衆の主体性に着目する研究動向の端緒といえよう。

ついで地頭請所の研究が進展したのは一九八〇年代である。佐々木銀弥氏は、自身の研究を再検討し、鎌倉幕府の地頭請所政策を御家人所領政策の一環として検討した。佐々木氏は、さきに示した地頭請所の分類を見直し、A武家口入型請所・B私契約型請所（i寄進系莊園の莊官職からの転化と推定されるタイプの請所、ii私契約に基づいて成立した請所、iii鎌倉幕府の裁決によって請所たることを保証・安堵された請所）という四分類をあらためて提示した。そして、一三世紀中葉から八〇年代には地頭請所の保護政策をとっていた鎌倉幕府が、得宗専制政治の進展やそのもとの幕府と王朝の妥協によってその政策を後退させる、という流れを示した^⑦。

また、島田次郎氏は、在地領主制の進展とそれに対応する武家政権（鎌倉幕府・室町幕府）の関係を、請所と下地分割の事例収集・分析を通して検討した。島田氏の研究は、鎌倉時代における地頭請所の事例収集の到達点を示している。また、この事例収集を通して、地頭請所が東国地方（畿内より東）に顕著に多いという傾向が確かめられた^⑧。

さらに、高橋裕次氏は、地頭請所そのものを対象とはしていないが、それと深く関わる成果を提示した。すなわち、高橋氏は、寿永二年十月宣言によって鎌倉幕府権力が東国支配権を得た結果として、幕府権力による東国莊園・公領の請負が展開したことを明らかにしたのである。この成果は、地頭領主制進展の拠点という古典的理解とは異なる地頭請所のあり方を考える上で、重要な実証的手がかりを提供したといえる^⑨。

佐々木氏・島田氏の研究以降、地頭請所そのものを対象とする研究は、一段落した観がある。だが、一九九〇年代以降、鎌倉幕府の国制的地位やその変遷、あるいは中世前期の支配システムの一環として地頭請所を関連づける研究が展開する。稲葉伸道氏は、公武の国衙興行政策の展開を論じるなかで、鎌倉末期に幕府が国衙領地頭請所の保護を抑制したことを指摘した^⑩。高橋一樹氏は、院御願寺の財政基盤として地頭請所

が機能したこと、さらに「関東御口入請所」をともなう幕府直轄領の支配システムを核として、私請所や御家人領一般に荘園所務機能が拡大していったことを論じた⁽¹¹⁾。さらに井原今朝男氏は、年貢代納制の一環として地頭請所を位置づけている。井原氏の所説は、幕府による地頭への恩典として地頭請所を把握する通説的な理解と異なり、年貢代納に責任を負い、失敗した場合は没落することもありうる地頭請所のシビアな側面を浮き彫りにしている⁽¹²⁾。

また、紀伊国南部荘の関係史料が多く発見され、同荘の現地調査・関係史料分析が進んだことよって、地頭請所のもとでの百姓の主体的な動向や生業、地頭の荘園経営の進展などが具体化されるようになった⁽¹³⁾。

以上、地頭請所に関する研究史を概観してきた。本稿は、佐々木銀弥氏・島田次郎氏の研究成果を、近年の荘園制研究・鎌倉幕府研究・税制史研究などの達成をふまえて批判的に継承することをめざす。すなわち、地頭請所に関わる一九九〇年代以降の研究成果をふまえ、鎌倉幕府の地頭請所政策と荘園制⁽¹⁴⁾の関係を時系列的に復元することを目的とする。

① 鎌倉時代の地頭請所関係事例の概要

まず議論の前提として、鎌倉時代における地頭請所およびそれに準じる事例一一四例を収集した「表 鎌倉時代の地頭請所関係事例」を作成し、論文の末尾に付した。この表は、管見に入った地頭請所と確定できる事例、地頭請所の可能性が高い事例を網羅したものである。御家人が正地頭の所務を代官などの立場で請負った事例、幕府口入の下司などの事例を参考事例として加えている⁽¹⁵⁾。各所領の荘園領主・地頭は時期的な変遷があり、史料的な制約から不明な場合もあるが、管見に入ったものについては、それぞれの欄に記載している。

ついで請所の区分について述べる。鎌倉幕府の口入によって成立した

請所と判断できる場合は「関東御口入請所」、荘園領主と地頭（あるいは御家人）の私契約によって成立した請所と判断できる場合は「私請所」⁽¹⁶⁾。私請所のみでも和与の結果成立した請所と判断できる場合は「私請所（和与）」、和与を追認する鎌倉幕府の裁許が出された請所と判断できる場合は「和与裁許」として「請所区分」の欄に示した。区分が不明な場合は当該欄を空欄にしている。

所領の地域区分については、文暦二年（一二三五）七月に出された、尾張・加賀以西を六波羅探題の裁判管轄とする幕府法（『中世法制史料集 第一巻鎌倉幕府法』第二部「追加法」八四条）に基本的に則って、上記の地域（尾張（のち三河）・美濃・加賀）以西を「西国」、三河（のち遠江）・信濃・飛騨・越中・能登以東を「東国」とした⁽¹⁷⁾。また、九州に対する幕府支配の特殊性⁽¹⁸⁾をふまえて、九州の事例を「鎮西」とし、「東国」・「西国」・「鎮西」の別を「地域区分」の欄に記載した。なお、「東国」・「西国」・「鎮西」を問わない普遍性を持つ幕府法などの場合、当該欄に「諸国」と記入している。

そして、上記の情報を持つ各所領を、請所成立の年代順（推定を含む）に配列して整理番号を付した。以後、表に提示した事例は、「表No数字」というかたちで表記する。

以上の前提をふまえて、この表から読み取れることを述べていく。全一一四例のうち、「東国」の事例は五三例（うち参考事例二例）であり、約四六パーセントを占める。「西国」の事例は四五例（うち参考事例二例）であり、約三九パーセントとなる。「鎮西」の事例は一〇例（うち重複二例、参考事例一例）であり、約九パーセントとなる。鎌倉時代を通じてみると、地頭請所の分布について、「東国」と「西国」・「鎮西」はほぼ拮抗していることになる。

しかし、北条泰時執権期以前（鎌倉前期）に限定すると、三九例（No 1～38・77）のうち、「東国」の事例は二四例、「西国」の事例は九例、

「鎮西」の事例は六例（うち重複一例）であり、「東国」の事例が顕著に多いことがわかる。

また、全一四例のうち関東口入請所の事例は一一例見いだされる。そのうち鎌倉前期の事例は九例（No. 1～4・6・7・19・23・77）であり、No. 4・19・77を除きすべて「東国」に属する。鎌倉初期の東国に関東口入請所が多いということもまた確認できる。

「私請所（和与）」・「和与裁許」の事例は一一例見いだされる（No. 37・81・82・88・97・98・100・101・107・109・113）。これらは、もともと私請所であったが幕府裁許によって和与裁許の請所となった越後国奥山荘の事例（No. 37）を除き、一三世紀最末期・一四世紀の事例である。荘園領主と地頭の相論が顕在化し、その解決のため和与によって請所契約が結ばれる傾向を確認できる。⁽¹⁹⁾

諸国を対象とした幕府法は六例見いだされる（No. 20・71・78・80・84・102）。承久の乱の戦後処理の一環として「指せる請所」（関東口入請所であろう）以外で預所・郷司などを排除することを禁じた法⁽²⁰⁾以後、地頭請所関係の幕府法は鎌倉中後期に断続的に出されている。このことは、地頭請所をめぐる問題が顕在化し、幕府法によって整序される必要が生じたのが鎌倉中後期であったことを示している。

また、寛喜の飢饉とその影響下にあった一二三〇年代には、荘園領主と地頭が対立して地頭請所の解除（もしくは請所の任免権が自身にあることの承認）を荘園領主側が求める事例（No. 9・25・27）と、荘園領主・正地頭が地頭請所・地頭代請所の設置を認める事例（No. 26・28・30）が併存している。

以上、地頭請所関係事例を概観し、そこから導き出される傾向を確認してきた。これらの傾向の中で、①鎌倉前期においては「東国」に地頭請所、とくに関東口入請所が多くみられること、②寛喜の飢饉の影響下にあった一二三〇年代に地頭請所解除を認める志向と地頭請所を設定す

る志向が併存していること、③鎌倉中後期に幕府が地頭請所をめぐる問題の整序に迫られたとみられること、という三つが、鎌倉幕府の地頭請所政策と荘園制の関連をさぐる上で重要な手がかりになることが予想される。以下、これらの傾向とその背景にある事情を検討していきたい。

②東国における地頭請所の展開と荘園制

本章では、鎌倉前期における「東国」の地頭請所、とくに関東口入請所が多くみられる事実について、鎌倉幕府の荘園制政策と関連づけて検討していきたい。

高橋裕次氏は、寿永二年十月宣旨によって鎌倉幕府がいわゆる東国支配権を得たことによって、荘園・公領の年貢運上を請け負う立場になったこと、その一環として地頭請所の設置や幕府による年貢代納がなされるケースがあったことを明らかにしている。⁽²¹⁾ 一一八〇年一〇月頃に頼朝が実力で南関東を占領して以来、東国独立国家であった幕府権力は、寿永二年十月宣旨を契機に朝廷に併合され、その結果として東国における荘園・公領の年貢請負の主体は荘園制維持の主体に位置づけられたことになる。東国における源頼朝の勢力圏形成は、敵方所領没収をとまなつて進められた。⁽²³⁾ したがって、東国における荘園制の維持は、幕府権力による戦乱からの復興事業（戦後処理軍政）⁽²⁴⁾と結びついて実現したと考えられる。では、東国における内乱からの地域復興はどのように進められたのであろうか。

【史料1】⁽²⁵⁾

（前略）又、安房・上総・下総等国々、多有^三荒野^一、而庶民不^三耕作^一之間、更無^三公私之益^一、仍招^三居浪人^一、令^レ開^三発^一之、可^レ備^三乃貢^一之旨、被^レ仰^三其所地頭等^一云々、

【史料1】は、源頼朝が安房・上総・下総国の地頭たちに「公私の益」の回復・創出と「乃貢」納入を目的として荒野開発を命じたものである。鈴木哲雄氏は、この頼朝の命令が「東国行政権」（国衙在庁支配権）に基づく国衙勸農権の発動であったこと、この命令を含む幕府の東国開発命令が中世成立期以来「亡弊国」と意識された東国社会の再編成の流れに位置づくものであったこと、東国地頭に対する幕府の開発命令と大田文作成が東国における荘園公領制の確立過程として位置づけられることを論じた。⁽²⁶⁾

鈴木氏の指摘を本稿の立場からとらえ直すと、鎌倉幕府は、治承・寿永内乱（あるいはそれ以前の荒廃状況）からの地域復興と「乃貢」の納入をとともなう荘園制の再建（荘園公領制の確立）を結びつける事業として、東国地頭による荒野開発命令を発したと評価される。すなわち、東国地頭は、鎌倉幕府権力による地域復興と荘園制の再建の事業に組み込まれていたのである。そのことを示す具体的な証左が、次に掲げる【史料2】・【史料3】である。

【史料2】（表No.5・建久三年（一一九二））

上総国武射北郷事、為_レ請所、准布陸伯段、毎年無_レ懈怠_一弁_一京庫_一、預_二返抄_一畢、其儀何可_レ有_二更改_一哉、就中当郷近年為_二廢之地_一、見作僅捌町余云々、_一無足之弁、争改_二請所之号_一、如_レ元無_二相違_一、可_レ令_二沙汰_一者、依_二鎌_一殿仰、執達如_レ件、
（八月廿一日）
（義清）
（民部）
（在判）
土屋兵衛尉殿

【史料3】（表No.5・建保四年（一一二六））

上総国武射北郷事、自_二故大将_一御時、前地頭義清為_二請所_一、
（弁）
（経年）
（地）
「_一濟准布陸伯端於京庫_一、_一序了、云_二荒野開発事_一、云_二地_一」

頭堀内事、被_二定仰_一了、而景_一給_二其跡_一更不_レ可_レ有_二相違_一者、
鎌倉殿仰、執達如_レ件、
建保四年八月廿六日
（安達景盛カ）
謹上 藤九郎右衛門尉殿
（清定）
圖書允清

【史料2】は、建久三年（一一九二）に比定される鎌倉幕府奉行人（二階堂行政）奉書の写である。⁽²⁷⁾これによると、土屋義清が地頭請所としていた上総国武射北郷は、准布六〇〇段を京都に上納する契約となっており、義清もその契約を履行していた。しかし、国衙もしくは上級領主が義清の請所を解約しようとしたため、義清は幕府に請所の維持を訴えたとみられる。そして、鎌倉殿源頼朝は、武射北郷が荒廢のため、見作田八町になっても「無足の弁え」（田数不足の状況で規定通りの年貢を納入することであろう）を行ってのことから、請所の改変を行わないことを伝えた。この事例から、東国の地頭請所が、荘園制（荘園公領制）を維持する基盤であり、地頭も荘園・公領の侵略を初発的に志向していたわけではないことがわかる。⁽²⁸⁾

土屋義清は建暦三年（一一二二）の和田合戦で没落し、武射北郷も没収された。そして、その跡の地頭に補任されたのは安達景盛であった。【史料3】では、新地頭の景盛に対して、頼朝の時代に定められた、請所として准布六〇〇段を京都に上納する義務、荒野開発や地頭堀内についての命令を確認している。景盛は、地頭請所の年貢上納義務を果たすだけでなく、荒野開発も命じられていたのである。おそらくこの荒野開発は、【史料1】に関わる房総の地域復興・荘園制再建（荘園公領制の確立）事業の一環であろう。

東国地頭を荘園制（荘園公領制）の基盤とし、地頭請所（多くは関東口入請所）もその一環として位置づける幕府の政策を、荘園領主側はどのように受け止めたであろうか。この問題を考える上で参考になるのは、

北陸、特に越後の事例である。大山喬平氏は、東国だけでなく北陸でも、新田を地頭得分とするなど幕府の特殊な支配権が展開していたことを明らかにしている⁽²⁹⁾。大山氏の成果を踏まえ、川合康氏は、このような地頭の権益や幕府の支配権が、東国・北陸における幕府権力による長期の戦後処理軍政に起源を持つことを指摘している⁽³⁰⁾。東国・北陸における幕府権力による長期の戦後処理軍政は、地域復興をふくむものであり、地域復興は荘園制の再建と結びついている。また、北陸地方のうち、能登・越中・越後は鎌倉幕府管轄上の《東国》に属する⁽³¹⁾。したがって、北陸の事例の検討を通じて、東国における幕府の荘園制再建と荘園領主層の対応を見通すことは可能であろう。

仁治元年（一二四〇）一〇月一日付で、鎌倉幕府執権北条泰時は、近衛家領越後国奥山荘預所藤原尚成と地頭高井時茂の間で争われた五箇条にわたる相論を裁許した。裁許の前提には、預所尚成と地頭時茂の間に交わされた仁治元年九月二十七日付の「京定御米佰石（色代の時は石別銭陸百文）・御服」⁽³²⁾（拾両別銭捌佰文）、先例請所たるにより、預所入部あるべからざるの状（以下略）という文言を含む和与状があった（表No.37）。この和与に基づき幕府裁許を得て、奥山荘の地頭請所は確かなものとなったが、実態としては以前から地頭請所となっていたのである⁽³²⁾。請所となった時期は「先例」としか記されていない。だが、請所となった具体的な時期が明示されていないことから、その時期が仁治元年を相当さかのぼるものであったことが想定される。

また、正応元年（一二八八）一二月二日付で、鎌倉幕府が金剛心院領越後国小泉荘領家一条能清⁽³³⁾と同荘加納方地頭色部忠長・氏長・長茂の相論を裁決した際、地頭忠長らは「建永の比、本庄・加納地頭各別に請所となして以来、今に相違なし。本庄地頭においては御下知に背き年貢を済さざるの科により、顛倒せられおわんぬ。加納方に至っては罪科無し」と主張し、勝訴を得ている（表No.8）。小泉荘は本荘方・加納方と

もに「建永の比」（一二〇六・七年）に地頭請所となっている。これらの地頭請所は、幕府裁許で「御口入の請所にあらざるといえども、建永以後年序を経るにより、たやすく顛倒あたわず」と述べられているとおり、私請所である。

当該期には、越後北部の荘園に権益を持つ都市領主たちに、荘園支配の維持・回復を意識させる事件が起こっていた。すなわち、建仁元年（正治三年・一二〇一）の越後城氏滅亡である。

正治三年正月二三日、城長茂は小山朝政の京都屋敷を襲撃した後、院御所に押し入って後鳥羽上皇に関東追討の宣旨発布を迫ったが失敗した。長茂の行動は、前年に彼の庇護者・梶原景時が没落したことに関連していた。そして、建仁元年四月初め頃、越後国の城一族は長茂の動きに呼応して挙兵し、奥山荘内の鳥坂山で幕府軍と激しい戦闘の末に滅亡した⁽³⁴⁾。

一二世紀の城氏は、白河荘・奥山荘を主な拠点としており、小泉荘にも勢力を伸ばしていた⁽³⁵⁾。著名な事例であるが、治承・寿永の内乱期の白河荘は、治承四年に城長茂が兵糧米を賦課したため田数目録を作成できず、以後、戦乱と飢饉によって大きな被害を受けた。白河荘の作田数は、「鎌倉殿勸農使」比企朝宗の活動がみられる元暦元年（一一八四）から文治二年（一一八六）の間にもっとも減少している。元暦元年の早い段階で、城氏の本拠であった白河荘は鎌倉軍に攻め込まれたと考えられる⁽³⁶⁾。白河荘の事例を踏まえると、正治三年の越後城氏の滅亡によって、奥山荘域・小泉荘域にも鎌倉軍が攻め込み、荘園支配を破綻させるほどの被害が生まれたのではないだろうか。

すなわち、越後城氏の蜂起・滅亡後、戦乱が落ち着いた段階で、近衛家・一条家といった都市領主たちが奥山荘・小泉荘を復興する方途の一つとして、地頭請所を選択したという状況を考えたいのである。そして、地域復興・荘園支配再建の媒介として地頭請所が選択された背景に

は、さきに検討した、東国で行われた地頭を媒介とした地域復興・荘園制の再建が、北陸でも展開していたことが見通される。地頭と荘園領主の関係によつては、荘園領主側が地頭支配の排除を求めることもありえるわけだが、荘園領主側が地頭支配を認め、幕府の口入もしくは地頭との私的な契約によつて地頭請所が展開していく動きを無視することは難しい。

③寛喜の飢饉と鎌倉幕府の地頭請所政策

前章では、東国において鎌倉幕府の地域復興・荘園制再建（荘園公領制確立）の事業に地頭が動員されていたことを明らかにした。そして、幕府による戦後復興が展開した東国・北陸では、当該地域に権益を持つ都市領主が地頭支配に依拠して収益を維持しようとしたことを論じた。鎌倉初期の東国に關東口入請所の地頭が多く見いだされる背景には、このような幕府の長期戦後処理政策があったと考えられる。

では、東国地頭を中核として荘園制の再建・維持を志向する幕府の政策は、その後、どのような展開をみせるのであろうか。本章では、一二三〇年代における幕府の地頭請所政策を検討することで、この課題に取り組んでみたい。

検討にあたって注目したいのは、一二三一年をピークとする寛喜の飢饉である。この飢饉が展開した時期には人身売買が許されていたが、延応元年（一二三九）四月頃には飢饉時に安値で売った親族等を買戻すというとする売主と、延応元年段階の価格によつて返還する意志をみせる買主との間でトラブルが頻発していた。鎌倉幕府はこのトラブルに対して、基本的に買主側の主張を認める方針を打ち出した。⁽³⁷⁾ 寛喜の飢饉の影響下から平時への回復が意識された時期は、早く見積もつて、この延応元年四月頃といえよう。鎌倉幕府自体、寛喜の飢饉の翌年に「御成敗式目」

を發布し、土地法・奴婢雑人法・悪党関連法を立法するなど対処に努めた。⁽³⁸⁾

治承・寿永内乱（および鎌倉初期の政争にともなう戦い）からの地域復興・荘園制再建に地頭請所が運用されたのであれば、飢饉という災害もまた地頭請所と密接な関わりを持つのではないだろうか。

さきにふれたとおり、寛喜の飢饉の影響下にあった時期には、地頭と荘園領主が対立し、荘園領主が地頭請所を解除したり、もしくは幕府に地頭請所の解除（あるいは請所の進止権が荘園領主側にあることの確認）を要求する訴訟を起こす事例がみられる。

石清水八幡宮領の出雲国横田荘では、地頭請所の解除を荘園領主側が幕府に訴え、貞永元年（一二三二）八月二九日付の關東下知状で「地頭請所を停止し、本所進止となすべき事」が認められた（表No.27）。同じく石清水八幡宮領で關東御領でもあったとみられる筑前国野坂荘では、天福元年（一二三三）に地頭の「去々年去年堅固未済」が問題となつている（表No.25）。

また、宗像社領の筑前国東郷内曲村でも、寛喜三年・貞永元年（一二三二）に地頭請所の進止権をめぐつて、宗像社と地頭が争い、鎌倉幕府の裁許を受けている（表No.9）。

宗像社は、寛喜三年四月五日付の官宣旨で同村を修理料所として獲得したが、すぐに現地支配権をめぐつて地頭側と争うことになった。訴人の宗像社側は、曲村の地頭代が濫妨を行ったため關東の「御下知状」を受け、それを地頭行阿（中原季時）に示したが、地頭側は「先例に任ずべし」という六波羅下知状を受け取ったと主張し、宣旨と關東下知状に背いている、と訴えた。

一方、論人で、東郷全体の地頭である行阿（中原季時）は、父中原親能の時から東郷を請所として米五〇石・錢五貫文を国衙に納めてきたこと、曲村についても先例に従つて請所契約が継続すると考えていたが、

宗像社家側は社使を郷内に乱入させ、「新補率法」の他は地頭が関与してはならないと強く主張したこと、そのため、六波羅探題に提訴し「先例に任すべし」との判決を得たが、社家側は従わず「地頭無きが如し」という状況に至ったことを述べた。そして、地頭側はこれまでの経緯を踏まえ「多年請所たるの間、先例に依るべし」と主張した。

幕府は「行阿申すところその謂われあるといえども、地頭、国司に相逢い申請せしめおわんぬ。よって国司進止たるの条、勿論といふべし。しかるに今当社修理料たるべきの由、国司庁宣を召し、宣下を下されおわんぬ。社家すなわち国司の跡を追ひ、進退すべきの仁なり。地頭なんぞ社家の和与を得ず、暗に先例と称し請所と号すべきか」と、地頭の言いつ分を一応認めつつも、地頭請所の任免権が本来国司にある以上、曲村についてはその権利が宗像社家であると認定し「多年の間、請所たりといえども、社領の今、宜しく本所進止たるべき」と、貞永元年（一二三二）七月二六日付で宗像社勝訴の判決を出した。

従来の研究では、この事例から、当該期の幕府が私請所の保護に積極的でなかったことを見いだしてきた⁽⁴⁾。しかし、当該期の宗像社領は通常の「本所」ではない。石井進氏が明らかにしたとおり、宗像社は、承久の乱以後、宝治元年（一二四七）にいたるまで鎌倉幕府が領家職を持つ関東御領であった⁽⁴⁾。

そして、貞永元年時点の幕府は宗像社の経済基盤を維持するスタンスを取っており、そのことが幕府の判決に影響を与えた可能性を指摘できる。

宗像社は、従来、難破船の漂着物（寄物）を修理料としていたが、往阿弥陀仏という僧が勧進によって島を築き、船の難破を助けることになった。この時、往阿弥陀仏は「関東」に連絡をとった上で朝廷に上奏し、島の築造を行った。そして、島の築造によって難破船が減少したため「これにより修理用途すでに以て無足」という「関東状」を朝廷に上

奏した。その結果、曲村を宗像社の修理料所とする旨の国司庁宣が出され、それをふまえて宗像社が朝廷から官宣旨を受給したのである（表No.9⁽⁴⁾）。すなわち、曲村を宗像社の新たな財源とする手続きには、「関東」すなわち幕府が関与していたのである。

さらに、この幕府の判決は事実上撤回されたことが【史料4】から判明する。

【史料4】（表No.38）

宗像社領曲村事、任^レ先例^一可^レ為^二地頭請所^一之由、御下知先了、而称^レ有^二社司之申旨^一、住人百姓等忽令^二依違^一云々、事若実者、甚不^二穩便^一、彼請所之儀、更不^レ可^レ有^二相違^一、早守^二先御下知状^一、可^レ被^レ致^二沙汰^一之状、依^レ仰執達如^レ件、

仁治二年六月三日
前武蔵守（花押）
（狩野為佐）
大宰少貳殿

【史料4】によると、仁治二年（一二四一）六月以前に、宗像社領曲村について「先例に任せて地頭請所たるべき」という鎌倉幕府の「御下知」が出されていたこと、宗像社家およびその影響下にあった「住人百姓等」がこの下知に従わなかったこと、幕府が地頭と思われる狩野為佐に「下知」の遵守を命じたことがわかる。貞永元年七月二六日で宗像社の請所進止権を認めていた幕府が、仁治二年六月より前に、曲村の地頭請所を先例によって認めるという方針転換を行ったことが確かめられる。そして、この事例から貞永元年七月二六日より後、仁治二年六月より前という、幕府の方針転換の時期が、寛喜の飢饉の影響下にあった時期とおおむね一致することに留意したい。

鎌倉幕府と関わりの深い所領が、一二三〇年代に地頭請所（もしくは地頭代請所）となる事例は複数確認できる。肥後国球磨郡の関東御領永

吉荘の地頭平河氏は、貞永元年九月一日付で「領家方年貢、請所として未進対捍致すべからず」という起請文を領家方（鎌倉幕府の有力者か）に提出している（表No.28）。

また、鶴岡八幡宮別当定豪が、同宮領である武蔵国熊谷郷内恒正名（西熊谷郷）について、「早く預所の入部を止め、地頭の沙汰として限りある御年貢以下色々御得分物等、懈怠無く進済せしむべし」という、地頭請所を認める御教書を、貞永元年八月二一日付で、地頭の熊谷平内左衛門二郎（直時）に発給している。これを受けて「鶴岡八幡宮寺領熊谷郷の事、社家の使を止め、地頭請所として限り有る年貢を進済すべし」という内容の関東下知状が、貞永元年一月四日付でやはり熊谷直時に送られている（表No.26⁽⁴⁴⁾）。

熊谷直時は、鶴岡八幡宮別当定豪に「預所」の入部を止めるかたちでの地頭請所を求め、それを許可された。注目すべき点は、定豪と熊谷直時が対立して相論に発展する事態ではないにも関わらず、直時が、鎌倉幕府から地頭請所を承認する関東下知状を受給していることである。この事実は、熊谷郷が幕府と関係の深い鶴岡八幡宮領であり、かつ関東御領としての実質を持つ武蔵国国衙領であったこと⁽⁴⁵⁾と関わっているのではないだろうか。

寛喜の飢饉の影響下にあった時期、鎌倉幕府は、東国地頭の所領や、自身が管轄する武蔵国の荒野開発を推進し、民衆救済と荘園年貢の確保を目ざしていた⁽⁴⁶⁾。地頭請所の設定は、預所入部を停止すること、年貢請負の責任を地頭に集中させることで、民衆の負担を減らす（もしくは一定にする）効果を持っている。すなわち、幕府は、地頭請所の設定により、地頭に責任を負わせることで、鎌倉幕府直轄領における民衆救済と年貢の維持を図ったと評価できるであろう。後に検討する【史料9】では、このような鎌倉幕府の方針がはっきり示されている。一方、地頭側も、このような幕府の政策を察知して、預所・使者の入部停止という、

地頭請所が持つ利点を選択したと考えられる。

このような政策は、当該期の幕府政策を主導した北条氏の所領でも確認できる。

【史料5】（表No.29）

（北条泰時）
（花押）

可^三早為^レ請^二所津輕平賀郡岩楯村^一事

右、光弘^(曾我)請文云、如^二貞応二年檢注目錄^一者、定田玖町玖段陸拾歩也、所当布四十九端二丈三尺三分、并紫四升九合六夕也、而今加^二廿端一丈六尺六寸七分^一之間、都合布柒拾端并御衣面壹切^{紫染衣、被^レ停^二止諸方使入部^一者、不^レ論^二損亡不作^一、毎年無^二懈怠^一、可^レ令^二究済^一也云々者、任^二申請^一、可^レ為^二請所^一之状如^レ件、}

延応元年三月廿八日

【史料6】（表No.30）

（北条泰時）
（花押）

可^三早為^レ請^二所津輕平賀^(郡内)大平賀村々^一事

右、惟重^(曾我)請文云、当村如^二貞応二年実檢目錄^一者、白布佰陸拾伍端參尺參寸參分、并紫壹斗陸合壹夕^{以^二私地絹御衣面^一也、於^二彼所当^一者、不^レ論^二損亡不作^一、停^二諸方使入部^一、毎年無^二懈怠^一、可^レ令^二究済^一云々者、任^二申請^一、可^レ為^二請所^一状如^レ件、}

延応元年三月廿八日

【史料5】・【史料6】⁽⁴⁷⁾は、同年同日付で津輕郡岩楯村の地頭代に相当する曾我光弘（伊豆田所女房の子息。代行者か）、同郡大平賀村の地頭代曾我惟重（光弘の父）に対して出された北条泰時の袖判書下である。これらの文書が出された延応元年三月頃に、北条得宗家、曾我一族の代

替わりなどは現状確認できない。

また、【史料5】・【史料6】は、「右、某請文云：者、任^三申請^一、可^レ為^二請所^一之状如^レ件」という共通の書き出し・書止文言を有しており、貞応二年の実検（検注）目録を基準とすること、「諸方使入部」の停止、損亡を問わない年貢納入責任が記されていることも共通している。したがって、【史料5】・【史料6】は、津軽郡平賀郡地頭の北条泰時と地頭代曾我一族の合意によって、地頭代請所が設定されたことを示すものと評価できる。

【史料5】・【史料6】は、やはり寛喜の飢饉の影響下で発給されており、熊谷郷（西熊谷郷）と同じく使者（預所）の入部を停止することが明記されている。これらの事例を踏まえると、鎌倉幕府は、寛喜の飢饉とその影響が続く状況に対応して、関東御領・北条氏所領で地頭請所（もしくは地頭代請所）を導入し、地頭（もしくは地頭代）に撫民と年貢納入の責任を持たせる政策をとったと考えられる。

④ 鎌倉中後期における地頭請所保護政策の展開

前章では、寛喜の飢饉の影響下（一二三〇年代）において、幕府が関東御領・北条氏所領で請所を設定する政策をとり、使者入部の停止と年貢の請負によって、地頭（・地頭代）に責任を集中させることで撫民と年貢の維持を図ったことを指摘した。

では、このような幕府の政策は、一二四〇年代以降、どのような展開をみせたのであろうか。この課題を考える上で対象としたいのは、美濃国茜部荘における荘園領主東大寺と地頭長井氏の相論である。茜部荘の下司は承久の乱で京方に味方し、所職を没収されたとみられる。その跡を継承するかたちで、鎌倉幕府の有力御家人長井時広が同荘の地頭に補任された。そして、東大寺は預所の力では同荘の年貢絹百疋・綿千両を

弁済できないと判断し、貞応二年（一二二三）八月、茜部荘を地頭請所とし、年貢の納入を長井氏にゆだねた。そして、貞応三年に地頭長井氏は内検を行い、五五町五段三〇〇歩の田地を目録に取り固めた。東大寺領茜部荘は、地頭長井氏の力に依存することによって中世荘園として確立したのである。

このような東大寺と地頭長井氏の関係は、弘長年間頃から変化する。地頭代官による年貢未進が顕在化したため、東大寺側は、文永三年（一二六六）六月、地頭請所停止を六波羅探題に求める一方、同年一〇月には百姓に対して地頭への年貢納入を禁じる下知を出した。以後、弘安元年（一二七八）二月八日付の六波羅下知状で長井氏の地頭請所があらためて認められるまで、多岐にわたる論点で訴訟が展開した⁴⁸。

本章で注目したいのは、弘安元年二月八日付の六波羅下知状の判決とそれを支えた幕府法である。やや煩瑣になるが、訴訟人の主張と、六波羅探題の判断をあとづけてみよう。

下知状の判決案件は、「請所の事」と「見絹・見綿色代の間の事」に分かれている。ここでは「請所の事」にしぼって経緯を確認したい（表No.22・74～76）。

訴人である東大寺（茜部荘雑掌）は、①茜部荘の地頭請所が仁治二年（一二四一）に長井時広の申請によって始まった、②近年の地頭の沙汰が不法である上は、「指せる関東御口入」でないので請所を停廃すべきである、③「私請所においては年序を経るといえども、顛倒せらるるの傍例」が多い、④私請所顛倒の実例として上野国齒田御厨内広沢郷、大和国赤尾荘下司職がある、と述べた。これらの主張をふまえ、東大寺は、「当庄請所、宜しく本所の意に任すべし」と地頭請所の停止を求めた。

一方、論人である地頭長井氏（上村地頭代伴頼広）は、①茜部荘が「武家御口入請所」であることは「貞応年中領家下知状」に明らかであり、仁治二年に茜部荘の地頭請所が始まったとする雑掌の主張はなり

たたない、②雑掌が提出した仁治元年の長井入道の請文は偽作の疑いがある、花押の確認をしていただきたい、③広沢郷・赤尾荘の傍例を示す「御下知」は正文が無い上、文章が不明確である、④尾張国笑尾御厨、丹後国波見・同田辺両郷の「関東御事書」には「寛喜以後請所は相違あるべからざる」由、承っており、その事書は斎藤四郎左衛門入道(源本)観意が預かっている、召し出していただきたい、と反論した。

これを受けて、六波羅探題は、まず仁治二年が地頭請所の始まりとする雑掌の主張を退ける一方、「関東御口入請所」であるとすると地頭代の主張も「信用の限りに非ず」と認めなかった。そして、「但し私請所たりといえども、廿箇年を過ぎば、相違あるべからざるの由、近年その沙汰あるか。なかんづく、波見保関東御事書の如くんば、寛喜以後相違無きか。今更相違あるべからずと云々。当庄は寛喜以前往古請所たるの上は、顛倒の儀あるべからず」として、地頭請所の停廢を認めない判決を下した。

六波羅探題の判決に際して、根拠となった幕府法は、「私請所たりといえども廿箇年を過ぎば、相違あるべからざる」という「近年」の幕府法、そして「寛喜以後相違無きか。今更相違あるべからず」という波見保に関する「関東御事書」であった。すなわち、弘安元年（一二七八）頃の鎌倉幕府は、知行年紀に基づく私請所の保護と、「寛喜以後」という時間的基準に基づく私請所の保護を併用していたのである。

知行年紀に基づく私請所の保護は、文永五年（一二六八）四月二十五日付で六波羅探題の「陸奥左近大夫将監殿」に送られた「諸国地頭請所の事、前々は関東御口入の地に非ざる所々は、雑掌の訴えに依り顛倒せらるるといえども、所詮自今以後は私の請所たりといえども、廿箇年相違なくんば、今更相違あるべからず。その旨を存じ、下知せしむべきの状、仰せに依って執達くだんの如し」という文言を持つ関東御教書（表No.71）によってなされたと考えられる。⁽⁴⁹⁾

そして、「寛喜以後」という時間的基準は、鎌倉幕府の不易法に見いだすことができず、鎌倉幕府の首長・政務執行者の交代に関わるものであるとは考えにくい。確証はないのだが、「寛喜以後」という時間的基準は、寛喜の飢饉と関わるのではないだろうか。

飢饉状況が顕在化しつつあった寛喜二年および飢饉のピークであった同三年、鎌倉幕府は京都における治安維持、地頭の職権規定や荘園領主・百姓とのトラブルに際しての裁決方針、守護の職権逸脱の抑止など、多くの法令を出している。当該期の宣旨・官宣旨の中で幕府法令集に収められたものが確認できることから、幕府法令として残っていないが、幕府が朝廷の命令を施行したと思われる事例もある。これらの法令の中に「自今以後」文言を持つものが複数見出される。⁽⁵⁰⁾ 当然ながら、「自今以後」文言を持つ法令のみが、その後の相論において「〇〇以後」と表現される幕府法として運用されたとはいえない。しかし、「自今以後」と明記していることが、その後の幕府法運用での表現に影響を与えた可能性は捨てきれない。以上の事例をふまえ、「寛喜以後」の地頭請所顛倒を認めない「関東御事書」は、寛喜二・三年頃に出された鎌倉幕府法の一つであったか、寛喜年間に出された地頭請所の顛倒を認めない旨の幕府法をふまえ、その後に出されたものであった可能性がある、現状では考える。

また、鎌倉幕府は、延応元年五月一日付で、寛喜の飢饉状況下で行われた人身売買に関するトラブルについて「所詮、寛喜以後、延応元年四月以前の事は、訴論人ともに以て京都の輩は武士の口入に及ばず。関東御家人と京都の族、相論の事に至っては、当家に定め置かるるの旨に任せて下知せらるべし。おおよそ自今以後、一向売買を停止せらるべき」と六波羅探題に要請している。⁽⁵¹⁾ この事例から「寛喜以後」を時間的基準とした幕府の裁決方針が存在したこと、延応元年四月までは「訴論人とともに以て京都の輩」の場合でも「武士」（鎌倉幕府・六波羅探題）が介

入する相論があったこと（だからこそ方針転換にあたって、即座に六波羅探題に伝えたこと）を読み取れる。この事例は、寛喜の飢饉の影響下において、鎌倉幕府権力が本来の法圏を超えて「京都の輩」「京都の族」（朝廷管轄下の諸勢力）の権益調整、朝廷管轄下の所領等における人身売買に関わるトラブルの調停を行っていたことを示している。

すなわち、鎌倉幕府は寛喜の飢饉の影響下において、紛争調停なども含めた諸対応によって、社会復興・民衆救済に取り組んでいたと考えられる。そして、鎌倉幕府は社会復興・民衆救済の一環として地頭請所の設定・維持を行っていたと考えるのが妥当であろう。西部荘雜掌は、このような幕府の方針を知っていたため、「延応元年四月」の約二年後にあたる「仁治二年」に地頭請所が設定されたと主張した可能性がある。

前章で明らかにしたとおり、鎌倉幕府は寛喜の飢饉に対応して、関東御領と北条氏所領で地頭（・地頭代）請所を設定し、撫民と年貢徴収の維持の両立を目指していた。そして、幕府は「寛喜」以降に成立した私請所についても、民衆救済と荘園制支配の維持をもたらすことを期待してそれらの保護政策を打ち出したと考えられる⁽³²⁾。

⑤ 鎌倉末期における地頭請所保護政策

前章では、鎌倉中後期（一二世紀第三・四半期）に鎌倉幕府が私請所をふくめた地頭請所保護政策を打ち出したこと、幕府が私請所を保護する論拠は、知行年紀二十箇年法と「寛喜以後」の私請所を保護する「関東御事書」であり、これらの併用によって、私請所の地頭たちは幕府の手厚い保護を法廷で享受することが可能になったことを明らかにした。この二つの論拠のうち、知行年紀二十箇年法については先行研究でも既に指摘されてきたが、「寛喜以後」という時間的基準については、管見の限り、地頭請所研究のなかで位置づけられていない。そして、この

「寛喜以後」という時間的基準こそ、鎌倉幕府が関東御領・北条氏領における請所の運用によって撫民と年貢維持を旨とした時期と重なる。すなわち、鎌倉幕府は、寛喜の飢饉およびその影響下にあった時期に関東御領・北条氏所領で行った政策を私請所に広げることによって、本来は管轄外であった荘園・公領についても撫民政策・荘園制の維持政策を及ぼすことを指向したと考えられる⁽³³⁾。

そして、鎌倉幕府の私請所保護政策は、一三世紀末以降、後退していったことが佐々木銀弥氏によって指摘されている。すなわち、佐々木氏は、得宗専制政治の確立が目指され、その一環として幕府権力が朝廷・社寺勢力に接近・妥協する状況下、私請所保護の政策が大きく後退し、地頭たちが自力で本所・領家・国司の解約攻勢に立ち向かわざるを得なかったと評価している⁽³⁴⁾。

【史料7】(表No.84)

一、請所事 永仁七 二

寛元以前請所者、不_レ可_二顛倒_一之由、先度雖_レ被_二定下_一、御口入地之外、於_二承久以後請所_一者、自今以後、可_レ為_二本所進止_一、

【史料8】(表No.102)

一、国領地頭等可_レ濟_二年貢_一事 元亨一 正 十二

右、臨_二西収之期_一者、致_二急速之沙汰_一、翌年二月可_レ令_二皆濟_一、縦_二雖_二京進_一、不_レ可_レ過_二六月_一、若_二抑留之由_一、雜掌訴申者、遂_二結解_一可_レ弁償_二之旨_一、可_レ被_レ下_二奉書_一、不_二叙用_一者、託_二使者_一、可_レ催_二促_一之、即_二及_二參對_一請_二勘定_一者、可_レ遣_二其道_一之由、可_レ成_二下知狀_一、結解難渋之輩者、任_二申請員數_一可_レ成_二敗_一、猶_二對_一捍者、重_二以_二使者_一尋_二問実否_一、未_レ済之条、無_レ所_レ遁者、可_レ改_二所職_一、於_二催促_一究_二濟期日_一者、且_二依_二其地遠近_一、且_二就_二未進多

少^一、随^二事^三躰^一、可^二斟酌^一也、

次前司時未済分事、自今以後者、可^レ弁^二于先司^一矣、

次同所領請所事、前々蒙^二下知^一、預^二御口入^一地之外者、可^二顛

倒^一、但康元々年以前者、雖^レ為^二私和談^一、不^レ可^レ有^二相違^一、

弘安七年以後者、縦^レ帶^二裁許狀^一、宜^レ任^二国司之意焉^一、

【史料7】は、貞時政権下の永仁七年（一二九九）二月に出された地頭請所関連立法である。「寛元以前請所は顛倒すべからざる」という幕府の方針は、佐々木氏が指摘するとおり、文永五年に定められた知行年紀二十箇年法に準拠した私請所の保護立法を指すと考えられる⁽⁵⁵⁾。この法では、たしかに私請所の保護政策は後退し、「御口入地」（関東口入請所）以外は、「承久以後」請所の進止が本所に属することを示している。

【史料8】は、公武の連携によって進められた国衙興行政策の一環として出された地頭請所関連立法である。【史料8】の前半では、国衙領地頭の年貢未済について、その解決方法を詳細に示した後、国衙領地頭請所については、国司の介入を強化する方向性を示している。すなわち、「前々下知を蒙り、御口入に預かる地の外は、顛倒すべし」という原則が示されている。

しかし、「但し康元元年以前は、私和談たりといえども相違あるべからず。弘安七年以後は、たとえ裁許状を帯ぶるといえども宜しく国司の意に任すべし」という付帯条件も一方では付されている。「康元々年以前」は北条時頼執権期以前、「弘安七年以後」は北条貞時執権期以後を意味するものと考えられる。「承久以後請所」（私請所）を本所進止とする【史料7】の内容よりも適用の時間的範囲が長い【史料8】では、国衙領の私請所については、幕府の保護政策が強化されたとみることが可能である。

一三世紀最末期以降の鎌倉幕府が、私請所の保護政策を後退させたこ

と自体は否定できない事実である。その背景については、幕府自身の政治体制や、当該期の公武関係、公武の国衙領・神領・本所領・御家人所領政策などを詳細に詰めた上で評価を下す必要があるが、本稿ではそれを今後の課題とせざるを得ない⁽⁵⁷⁾。

しかし、当該期の鎌倉幕府が、私請所の保護を無条件に放棄したとはいえないことも事実である。その背景には、地頭請所を介して撫民政策・荘園維持政策を実現しようとする幕府の指向があったことが考えられる⁽⁵⁸⁾。

このような幕府の指向は、朝廷・寺社勢力の介入を受けない関東御領では、鎌倉最末期に至っても維持されていた。

【史料9】（表No.79・85）

信濃国奥春近領志久見郷地頭等申年貢事

右、近符・伊那春近分者、去永仁三年有^二其沙汰^一、以^二撫民之儀^一、

可^レ為^二地頭請所^一之由、被^二仰下^一畢、於^二自今以後^一者、准^二近符・

伊那之例^一、可^レ令^レ究^二洛段別錢貨式百文^一者、依^二鎌倉殿仰^一、下

知如^レ件、

正安二年十一月八日

陸奥守平朝臣（花押）
（大仏宜時）

相模守平朝臣（花押）
（北条貞時）

【史料9】は、信濃国奥春近領に位置する志久見郷の地頭の要求を受けた鎌倉幕府が、永仁三年（一二九五）になされた同国近符春近・伊那春近の例にしたがって「撫民の儀をもって」地頭請所とし、段別二〇〇文の年貢を賦課することを定めたものである。春近領は、美濃・信濃・上野などに分布する平家没官領の系譜を引く国衙領であり、関東御領と考えられる⁽⁵⁹⁾。

この事例では、信濃国春近領（近符春近・伊那春近・奥春近）で「撫民」のための地頭請所設定がなされたことがわかる。おそらく、預所の入部を停止して地頭に年貢納入責任を負わせる、寛喜の飢饉の影響下でとられた地頭請所設定と同じ方式であろう。鎌倉幕府は、地頭請所の設定が「撫民」政策であることを、一三世紀最末期にいたるまで意識していたのである。

おわりに

以上、五章にわたって、鎌倉幕府の地頭請所政策の推移を跡づけてきた。その内容を整理して、結論としたい。

- ① 鎌倉幕府は、治承・寿永の内乱（および鎌倉初期の政争）の戦後処理にあたって、東国と北陸（の一部）では、地頭を媒介として地域復興と荘園制の再建政策を実施していた。このような政策の一環として東国に関東口入請所が多く設定された。また、地頭を介した幕府の地域復興・荘園制の維持政策を察知した都市領主たちが、当該地域の地頭と請所契約を結び、収益の維持を図ったケースも見出される。
- ② 寛喜の飢饉後、それへの対応策として関東御領・北条氏領における地頭（代）請所の設置が展開した。幕府は知行年紀法の地頭請所への拡大適用と「寛喜以後請所」の保護によって、私請所の保護も指向した。その背景には、地頭請所を撫民政策・荘園制維持の政策実施の拠り所とする幕府の指向があった。
- ③ 一三世紀末から、幕府の地頭請所保護政策は、私請所に関する限り相対的に後退する。しかし、地頭請所を撫民・荘園制を維持する拠り所とする鎌倉幕府の指向には変化は見いだせない。

以上の検討を通じて、鎌倉幕府が治承・寿永内乱以降、おそらく幕府滅亡まで一貫して地頭請所を荘園制を維持する拠り所として位置づけていたこと、寛喜の飢饉以降、幕府滅亡まで、撫民政策の拠り所としても位置づけていたことを明らかにしえたと考える。

しかし、残された課題は多い。さきにもふれたとおり、一三世紀最末期以降、幕府が私請所保護政策を後退させた具体的な契機については、検討課題とせざるを得なかった。また、佐々木銀弥氏が行った地頭請所の分類は、寄進地系荘園の存在を前提としていた。⁽⁶⁾しかし、「立荘論」に代表される近年の荘園制研究は、寄進地系荘園の存在自体を相対化している。したがって、近年の研究動向をふまえるならば、地頭請所の類型や、そもそも請所がどのようにして発生したのかという問題も再検討の対象となるであろう。これらの課題については後考を俟つこととして、本稿を終えたい。

註

- (1) 八代「請所の研究」(同『國史叢説』吉川弘文館、一九二五年)、三浦周行「鎌倉時代の土地制度」(同『統法制史の研究』岩波書店、一九二五年)、舟越康寿「請所の研究」(『社会経済史学』五一一、一九三六年)。
- (2) 牧野信之助「荘園に於ける請負」(『史学雑誌』四八一・二、一九三六年)、竹内理三「変質期に於ける荘園と武士」(『歴史学研究』七一五、一九三七年)など。
- (3) 今井「日本荘園制論」(三笠書房、一九三九年)、小野「日本荘園制史論」(有斐閣、一九四三年)。
- (4) 佐々木「地頭請所の諸問題」(『経済学季報』九一・二、一九五九年)。
- (5) 安田「地頭請所と下地中分」(同「地頭及び地頭領主制の研究」第八章四、山川出版社、一九六一年)。
- (6) 小泉「地頭請に関する一考察」(『日本歴史』二九八、一九七三年)。
- (7) 佐々木「鎌倉幕府の地頭請所政策について」(御家人制研究会編『御家人制の研究』吉川弘文館、一九八一年)。
- (8) 鳥田「日本中世の領主制と村落 上巻」(吉川弘文館、一九八五年)。

- (9) 高橋裕次「東国における荘園・国衙領年貢の幕府請負制について」(『中央史学』六、一九八三年)。なお、工藤敬一氏は、鎌倉幕府が荘園地頭制を「荘園制の守護者」として位置づける指向をもっていたことを早くに指摘していた(『荘園制の展開』(同)『荘園制社会の基本構造』校倉書房、二〇〇二年、初出一九七五年)。
- (10) 稲葉「鎌倉後期の『国衙興行』・『国衙勘落』」(『名古屋大学文学部研究論集』史学)三七、一九九一年。
- (11) 高橋一樹「院御願寺領の成立と展開」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇八、二〇〇三年)、同「荘園制の変質と公武権力」(『歴史学研究』七九四、二〇〇四年)。
- (12) 井原「生業論からみた富と貧困の淵源」(同編『生活と文化の歴史学3 富裕と貧困』竹林舎、二〇一三年)、「中世質経済の展開と徳政令」(同『中世日本の信用経済と徳政令』吉川弘文館、二〇一五年)。
- (13) 和歌山中世荘園調査会編『中世探訪 紀伊国南部荘と高田土居―検注を拒否した人々―』(二〇〇一年)、同編『中世再現 一二四〇年の荘園景観―南部荘に生きた人々―』(二〇〇二年)、坂本亮太「地頭請所の在事情」(『鎌倉遺文研究』三四、二〇一四年)など。
- (14) 本稿では、「荘園制」という用語を、中世荘園によって特徴づけられる都市領主の地方支配システムについて使用し、荘園制を支える土地制度については「荘園公領制」という用語を使用する。
- (15) 薩摩国御家人国分氏が承元年間以来請所としていた薩摩国分寺留守職(上級領主は菅原氏・大宰府安楽寺、『鎌倉遺文』三七―二八五〇・二八六〇四号)のような事例は、私請所とみなすことも可能であるが、鎌倉幕府の進止下にある地頭職と区別し、本稿では原則として検討の対象外とする。
- (16) 私請所と関東口入請所を厳密に区分することが難しい事例がいくつかある。承久没収地であり、下司請を継承して地頭請所となった紀伊国南部荘の年貢請料が関東下知状で決定された事例(No.21)、越中国川口保・曾禰保・八代保・東条保の地頭が九条家に東福寺領としての地頭請所を申請したことを受諾した旨、九条道家が子息でもある鎌倉殿の九条頼経に伝え、頼経がそれを承諾した事例(No.32~35)が該当する。このような事例の場合は「私請所」とし、幕府の関与のあり方を備考欄に示した。
- (17) この地域区分については、熊谷隆之「鎌倉幕府支配の西国と東国」(川岡勉編『戎光祥中世史論集第一巻 中世の西国と東国』戎光祥出版、二〇一四年)参照。熊谷氏は、鎌倉幕府支配区分としての西国・東国は、初期にはさまざまな次元で流動的に併存し、東西に両属する「東西境界帯」というべき国々が存在していたこと、この「東西境界帯」を隔てて『西国』・『東国』(関東と六波羅探題の管轄範囲)の原型が形成されたことを論じている。鎌倉幕府の「東国行政権」(「国衙在庁指揮権」)のおよぶ「東国」(佐藤進一「寿永二年十月の宣旨について」(同『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九五九年)と、関東(鎌倉幕府当局)の管轄対象としての『東国』が完全に一致するかどうかは確言できないが、両者が密接な関係を持つていたことまでは否定できない。したがって、『西国』・『東国』という区分の歴史的起点は、幕府の「東国行政権」が朝廷に認められた寿永二年十月宣旨であり(佐藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」岩波書店、一九九三年、初版一九四三年)、また、治承・寿永の内乱の過程で推し進められた東国・北陸における幕府権力の軍事行動・戦後処理軍政でもあった(川合康「治承・寿永の『戦争』と鎌倉幕府」(同『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、二〇〇四年、初出一九九二年)と考える。
- 註(8) 島田著書のように、地頭請所の分布を考える際、畿内より東を「東国地方」とする区分もありえるが、鎌倉幕府の指向を検討対象とする本稿では、幕府支配の過程で形成された地域区分をより重視することにした。
- (18) 石井進「日本中世国家史の研究」(岩波書店、一九七〇年)、大山喬平「鎮西地頭の成敗権」(『史料』六一―一、一九七八年)、工藤敬一「鎮西における鎌倉幕府地頭制の成立」(同『荘園公領制の成立と内乱』思文閣出版、一九九二年、初出一九八一年)、清水亮「鎌倉期九州の国御家人統制と惣地頭」(『鎌倉時代の惣地頭・小地頭間相論と鎌倉幕府』(同『鎌倉幕府御家人制の政治史的研究』校倉書房、二〇〇七年、前者初出二〇〇六年、後者原形初出二〇〇二年)など。
- (19) 以上、「東国」における地頭請所・関東口入請所の多さ、鎌倉末期における和与・和と裁許の請所の増加といった傾向は、註(4) 佐々木論文、註(8) 島田著書が既に指摘している。
- (20) 註(7) 佐々木論文。
- (21) 註(9) 高橋裕次論文。
- (22) 上横手雅敬「鎌倉幕府と公家政権」(同『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年、初出一九七五年)。
- (23) 川合康「鎌倉幕府荘園地頭制の成立とその歴史的性格」(註(17) 川合著書所収、初出一九八六年)。
- (24) 註(17) 川合論文。
- (25) 『吾妻鏡』文治五年二月三〇日条。
- (26) 鈴木哲雄「中世東国の開発と検注」(同『中世日本の開発と百姓』岩田書院、二〇〇一年、初出一九八八年)。
- (27) 高橋秀樹「請所化された国衙領とその地頭」(同『三浦一族の研究』第六章一、吉川弘文館、二〇一六年、初出二〇一一年)。
- (28) 井原今朝男氏は、『史料2』・『史料3』から地頭請所が年貢代納制に組み込ま

れた存在であったことを指摘している(註(12) 井原「生業論からみた富と貧困の淵源」・「中世質経済の展開と徳政令」)。その指摘自体には賛意を表すが、「史料2」の解釈については従えない。すなわち、井原氏は土屋義清が請所の負担に耐えられず、請所停止を幕府に提訴したが認められなかったと解釈している。しかし、「史料2」の大意は「義清は請所として毎年怠けることなく准布六〇〇段を京庫に納め、返抄も得ている。その方式をなぜ変える必要があるのか。とくに武射北郷は近年荒廃し、見作田は僅かに八町あまりということだが、そのような「無足」の状態でも規定通りの年貢を弁済している。なぜ請所の名を改めるべきなのか」というものであり、「無足の弁え」を行っていることが請所を維持する最大の根拠となっている。このような主張は、地頭義清が請所の維持(あるいは回復)のため、上級領主に対抗してなされたものとみるのが妥当であろう。すなわち、註(27) 高橋秀樹論文で示された「史料2」の解釈が正しいと私は考える。

(29) 大山「本領安堵地頭と修験の市庭」(日本海史編纂事務局編『日本海地域の歴史と文化』文献出版、一九七九年)。

(30) 註(17) 川合論文。

(31) 註(17) 参照。

(32) この間の経緯は、田村裕「鎌倉期の奥山荘」(『中条町史 通史編』第二編第二章、二〇〇四年)による。

(33) 高橋一樹「鎌倉時代の小泉荘」(『村上市史 通史編1 原始・古代・中世』第五章、一九九九年)では、中御門宗家の後家が八条院に寄せ、さらに八条院が宗家の息女京極局に与えた荘園(『明月記』元久二年八月三日条)を越後国小泉荘に比定している。それに対して、遠藤基郎氏は、金剛心院が八条院ではなく、後白河・後鳥羽といった一二世紀末から一二世紀第一四半期の治天に伝領され、承久の乱後は御高倉院とその息女の系統が伝領し、鎌倉末期には大覚寺統が領したとしている(同「鳥羽金剛心院領ノート」『年報中世史研究』三九、二〇一四年)。小泉荘領家職については、一条家に嫁いだ京極局から同家に伝領されたと考えられる(高橋一樹前掲論文、遠藤前掲論文)。本家である金剛心院の伝領過程については、遠藤氏の所説に従う。

(34) 註(32) 田村論文。

(35) 田村裕「平安後期の奥山荘周辺」(註(32)『中条町史 通史編』第二編第一章)、註(33) 高橋一樹論文、高橋一樹「小泉荘の成立と展開」(註(33)『村上市史 通史編1』第四章)など。

(36) 治承・寿永内乱とその後の飢饉によって白河荘がこわむった被害については、浅香年木「義仲軍団崩壊後の北陸道」(同「治承・寿永の内乱論序説 北陸の古代と中世2」第三編第一章、法政大学出版局、一九八一年)、川合康「治承・寿

永の内乱と地域社会」(註(17) 川合著書所収、初出一九九九年)、井原今朝男「災害と開発の税制史」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一一八、二〇〇四年)参照。

(37) 「新編追加」延応元年四月十七日関東制符写(『鎌倉遺文』八一五四一八号)。追加法集に収録された史料であるから、写と判断し、文書名を補訂した。以下、同じ(あるいは類似した)性格の史料群に収録された文書は、同様の方針で文書名を補訂する。

(38) 註(37) 史料をふくむ、寛喜の飢饉に対する鎌倉幕府の対策については、大山喬平「日本の歴史9 鎌倉幕府」(小学館、一九七四年)、磯貝富士男「日本中世奴隸制論」(校倉書房、二〇〇七年)、西谷地晴美「中世前期の災害と立法」(同「日本中世の気候変動と土地所有」校倉書房、二〇一二年、初出一九九八年)、拙稿「鎌倉期地頭領主の成立と荘園制」(註(18) 拙著所収、初出二〇〇六年)など。

(39) 石井進「関東御領研究ノート」(『石井進著作集 第四巻 鎌倉幕府と北条氏』岩波書店、二〇〇四年、初出一九八一年)。

(40) 「宗像神社文書」寛喜三年四月五日官宣旨(『鎌倉遺文』六一四二二一號)。

(41) 註(7) 佐々木論文。

(42) 石井「一四世紀初頭における在地領主法の一形態」(註(18) 石井著書所収、初出一九五九年)、註(39) 石井論文。宗像社領については、河窪奈津子「中世宗像社領に関する一考察」(川添昭二編『九州中世史研究第三輯』文献出版、一九八二年)、正木喜三郎「鎌倉時代の宗像」(『宗像市史通史編 第二巻 古代・中世・近世』、一九九九年)なども参照。

(43) 註(40) 史料も参照。

(44) 武蔵国西熊谷郷における地頭請所の設定の経緯については、大井教寛「鶴岡八幡宮領武蔵国熊谷郷における請所」(高橋修編『シリーズ・中世関東武士の研究 第28巻 熊谷直実』戎光祥出版、二〇一九年、初出二〇〇八年)参照。なお、西熊谷郷の領域構成については、高橋修「総論 熊谷直実研究の到達点と新たな課題」(前掲「熊谷直実」)参照。熊谷平内左衛門二郎の人名比定については、柴崎啓太「鎌倉御家人熊谷氏の系譜と仮名」(前掲「熊谷直実」)所収、初出二〇〇七年)参照。

(45) 石井進「関東御領覚え書」(註(39) 石井著書、初出一九八三年)。

(46) 註(38) 拙稿。なお、高橋傑氏は、拙稿をふまえて一三世紀前半に地頭請所の事例が増加する現象を指摘し、「地頭の荘園経営が評価され、請所契約が盛んになったのである」と評価している(『下地中分再論』(同「中世荘園の検注と景観」吉川弘文館、二〇二二年、初出二〇一八年)。この評価については、拙稿本文でも述べたとおり、当該期には地頭請所契約の解約をめざす荘園領主側の指向も見出されること、高橋氏と私とは地頭請所事例の検出・計上の方針が異なっ

ていると思われること、また鎌倉幕府の地頭請所政策を中心に据えた拙稿の趣旨と高橋氏の視角が異なっていることから、全面的には賛同はできず、また高橋氏の所説に対する本格的な検討も他日を期したい。なお佐藤雄基氏は、註(38)拙稿や高橋傑氏前掲論文などをふまえつつ、「概していえば、地頭の存在は、荘園領主にとってメリットともなりえたのである」と評価している(鎌倉期の地頭と荘園制(鎌倉佐保・木村茂光・高木徳郎編『荘園研究の論点と展望』吉川弘文館、二〇一三年)。

(47) 【史料5】・【史料6】は『青森県史 資料編 中世1 南部氏関係資料』所収史料を底本とし、東京大学史料編纂所架蔵写真帳で確認した。なお、津軽曾我氏については小口雅史「津軽曾我氏の基礎的研究」(『弘前大学國史研究』八九、一九九〇年)を参照。

(48) 以上、西部荘と地頭長井氏の関係については、網野善彦「荘園公領制の形成とその盛衰―東大寺領西部荘を中心に―」(同『日本中世土地制度史の研究』第二部第三章第一節、塙書房、一九九一年、原形初出一九八〇年)、小泉宜右「地頭請に関する一考察」(『日本歴史』二九八、一九七三年)参照。なお、西部荘をめぐる東大寺と地頭の相論は、論点を変えつつ鎌倉時代を通じて継続した(その推移については前掲網野論文参照)。

(49) 註(7) 佐々木論文。なお、この文書については、紀伊国阿弋河荘雜掌と地頭湯浅宗親の相論で地頭側が提出した謀書と論難されている。その根拠は、文永五年当時の六波羅探題北条時茂が左近将監から陸奥守に転任したのが文永四年一月二〇日であること、南方探題の北条時輔が名充人として併記されていないという二点である(鎌倉遺文「一六一―二三五四・一三三六九号」)。しかし、六波羅探題が、この文書の趣意を認めている以上、内容自体は正しいとみるべきである。「五」と「九」の崩し字が似ているため、年号を書写する際に「九」から「五」への錯誤があった可能性はある。仮に文永九年の写し間違いであったとすると、「陸奥左近大夫将監殿」は北条(赤橋)義宗に比定される。山本信吉編『高野山正智院 経蔵史料集成一 正智院文書』(吉川弘文館、二〇〇四年)に載せられた当該文書の写真(図版25)によると、明確に「文永五年」と書かれており、年号の誤写については可能性の提示にとどまる。なお、この文書の年次が文永九年の誤りであった可能性は『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』(補遺(二)訂正)第二部追加法八号(岩波書店)で既に示されている(本稿では二〇〇二年出版の第一六刷を参照)。この事例については、渡邊正男「中世法と中世国家―『中世法制史料集』をめぐる―」(『年報中世史研究』四五、二〇一〇年)も参照した。

(50) 管見に入った、「自今以後」文言を持つ寛喜二・三年の幕府法および幕府が施行したと思われる宣言のうち、採用できるものは以下の通り。「新編追加」寛喜

二年十一月七日関東御教書写(鎌倉遺文「六一四〇四六号」)、「新編追加」寛喜三年五月一三日関東御教書写(鎌倉遺文「六一四一四三三・四一四四号」)、「新編追加」寛喜三年六月六日関東御教書写(鎌倉遺文「六一四一六〇号」)、「新編追加」寛喜三年六月九日後堀河天皇旨旨写(鎌倉遺文「六一四一六三三号」)。

(51) 「新編追加」延応元年五月一日関東御教書写(鎌倉遺文「八一五二四六号」)。地頭請所の存否をめぐる西部荘の相論にあたって、六波羅探題は「当庄は、寛喜以前往古請所たるの上は、顛倒の儀あるべからず」という判決を出している。

(52) この表現は、一見「寛喜以後」を重視する幕府(六波羅探題)の判断と矛盾するかのようなのであるが、おそらく「寛喜」という時間的基準を意識しつつ知行年紀に基づく「往古請所」であることを重視したことを示していると思われる。

(53) 高橋一樹氏は、「関東御口入請所」をとまなう幕府直轄領の支配システムを核として、御家人所領一般にまで荘園所務の維持機能が拡大していったことを論じている(註(11)高橋一樹「荘園制の変質と公武権力」)。「関東御口入請所」を核として御家人の荘園所務維持機能が拡大したこと自体は認められるが、その範囲は地頭職までであり、本来、本所進止下にあった荘公下職にまでは及ばないと考える(拙稿「鎌倉幕府御家人役賦課制度の展開と『関東御領』」の註(73)(註(18)拙著所収、原形初出二〇〇二・二〇〇四年)。

(54) 註(7) 佐々木論文。

(55) 註(7) 佐々木論文。

(56) 註(10) 稲葉論文。

(57) 幕府による私請所保護政策が相対的に後退する一方で、本所側が領家の莊務を排除し、地頭請所の直納によって本所年貢を維持する動きも指摘されている(註(11)高橋一樹「荘園制の変質と公武権力」)。

(58) 幕府は、関東口入請所については、鎌倉時代を通して維持し続けた(註(11)高橋一樹「荘園制の変質と公武権力」)。高橋一樹氏も意識していると推察されるが、このような幕府政策の背景には、単なる御家人の権益保護のみではなく、地頭請所を荘園制を維持する回路の一つとして幕府が位置づけていたことがあったと考えられる。

(59) 稲垣泰彦「春近領について」(同『日本中世社会史論』東京大学出版会、一九八一年、初出一九七一年)、石井進「中世国衙領支配の構造」(註(39)石井著書、初出一九七三年)、註(45)石井論文など。春近領を、幕府が所務を請け負う国衙領とする見解も出されているが(註(9)高橋裕次論文)、【史料9】にみられるように、幕府が年貢額を決定していること、また幕府有力御家人が春近領の預所であった徴証が指摘されていることからみて、関東御領と考えるべきであろう。なお、【史料9】は東京大学史料編纂所架蔵写真帳によって、『鎌倉遺文』の翻刻に補訂を加えている。

(60) 註(4) 佐々木論文、註(7) 佐々木論文。

〈付記〉

本論文は、平成二一〜平成二四年度JSPS科研費若手研究(B)(課題番号二一七二〇二二三)および基盤研究C(課題番号二一K〇〇八四七)による研究成果である。また、貴重な指摘をして下さった査読者にお礼を申し上げたい。なお、初校段階で、長又高夫氏が、「新編追加」延応元年五月一日関東御教書写(『鎌倉遺文』八一五二四六号、本稿の註(51))について、本稿と関連する検討・評価を行っていたことに気づいた(「寛喜飢饉時の北条泰時の撫民政策」(同『御成敗式目編纂の基礎的研究』汲古書院、二〇一七年、初出二〇一三年)。長又氏には、先行研究の見落としを衷心からお詫びするとともに、読者各位にはあわせて参照をお願いしたい。

(埼玉大学教育学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇二二年一月二二日受付、二〇二三年三月三一日審査終了)

表 鎌倉時代の地頭請所関係事例

No.	西暦	年月日（原則は初見）	主な上級領主	所領名	地頭	請所区分	主要典拠	地域区分	備考
1	1186	文治2・7・28以前	新日吉社	武蔵国河越荘	河越重頼子息（後家尼が後見か）	関東口入請所	『鏡』文治2・7・28	「東国」	
2	1188	文治4	鹿島社	常陸国行方郡加納一分相賀郷	行方氏	関東口入請所	イ30-23188	「東国」	
3	1188	文治4	鹿島社	常陸国行方郡加納四六村	行方氏	関東口入請所	イ30-23188・31-23927	「東国」	
4	1189	文治年間	東寺	摂津国垂水荘	（下司）日下部氏など	関東口入請所	イ3-1479・33-25386・39-30652	「西国」	参考／関東口入の下司。
5	1192	建久3・8・21	国衙	上総国武射北郷	土屋義清→安達景盛		『新横須賀市史 資料編 古代中世補遺』2824・2825	「東国」	見作田不足でも年貢を納入。
6	1192	建久3・12・20	円満院	相模国吉田荘	渋谷輩	関東口入請所	『鏡』建久3・12・20	「東国」	幕府が「東国」地頭の請所年貢納入の実務を行う。
7	1199	源頼朝・北条政子活動期。	鎌倉幕府（知行国主）	相模国二宮	堺氏	関東口入請所	イ24-18310	「東国」	
8	1207	建永年間	金剛心院（本所）・一条家（領家）	越後国小泉荘	小泉氏・色部氏	私請所	イ22-16821	「東国」	越後城氏の反乱の戦後処理による請所契約か。／20年を超えた請所は改帯しない趣旨の幕府法適用事例（イ13-10236）。
9	1208	承元2・12・18以前	国衙（寛喜3年以降は宗像社）	筑前国東郷内曲村	中原季時	私請所	イ6-4121・4348	「鎮西」	承元の乱以降は宗像社自体が関東御領。／寛喜の飢饉の影響下での地頭と本所の争い
10	1218	建保6・11・11以前	八条院	下総国下河辺荘	下河辺氏→北条氏（金沢氏）		イ4-2409	「東国」	
11	1220	承久2・5・7	主殿寮	近江国押立保	平時基	私請所	イ4-2600・2604	「西国」	地頭請所請文の初見。
12	1220	（承久2）・10・9以前	九条家	下総国三崎荘	千葉氏		イ4-2655・10-7250	「東国」	
13	1220	承久2年以前	後鳥羽院	上総国橘（木）荘	北条義時か		イ3-1520・4-2632	「東国」	
14	1220	承久2年以前	宣陽門院	上総国玉崎荘	千葉氏		イ4-2632	「東国」	
15	1220	承久2年以前	天台末寺（延暦寺末寺カ）	上総國中禪寺			イ4-2632	「東国」	
16	1220	承久2年以前	近衛家	上総国菅生荘			イ4-2632	「東国」	「関東知行」とされる。
17	1221	承久3・9・3以前	近衛家・国衙	島津荘薩摩方谷山郡	惣地頭島津氏・郡司（小地頭）谷山氏	私請所（関東口入請所に準ずる）	イ27-20476	「鎮西」	参考事例／六波羅の国司への推挙による請所
18	1221	承元の乱以後	東寺	丹波国大山荘	中沢氏	私請所	イ13-9613・21-16414・24-18682	「西国」	20年を超えた請所は改帯しない趣旨の幕府法適用事例（イ13-10236）。／仁治2年地頭請所成立か
19	1221	承久・貞応頃	国衙	備中国上原郷（原郷）	杉本氏→東福寺	関東口入請所	『図書寮叢刊 九条家文書六』1634（正安1・12・23六波羅下知状案）・1635（正安1・）12・26宗像長氏書状）	「西国」	
20	1222	貞応1・4・26			諸国		『中世法制史料集 第1巻』第2部追加法4	諸国	承久新補地頭のなかで「指したる請所」（特別な請所）でない場合、勝手に預所・郷司を追い出すことを禁じる。
21	1222	貞応1・9・13	高野山	紀伊国南部荘	佐原家連→二階堂氏・名越氏	私請所	イ5-2997・9-6849など	「西国」	幕府が年貢請料決定に関与。
22	1223	貞応2・8	東大寺	美濃国茜部荘	長井氏	私請所	イ5-3143・イ18-13316など	「西国」	承久没収地の地頭であろう。／「寛喜以後請所は相違あるべからず」という「関東御事書」（イ18-13316）と20年を超えた請所は改帯しない趣旨の幕府法適用事例（イ13-10236）。
23	1226	嘉禄2・5・23	伊勢神宮	上野国高山御厨	小林氏・高山氏	関東口入請所	『鏡』嘉禄2・5・23	「東国」	
24	1230	1220年代～30年頃	国衙領	上総国市原東・西郡	千葉常秀		『千葉県の歴史 資料編 中世4 県外文書1』「中右記紙背文書」3（p427～433）／イ5-3562	「東国」	
25	1231	寛喜3以前	石清水八幡宮（本所）・鎌倉幕府（領家）	筑前国野坂荘			イ7-4512	「鎮西」	寛喜の飢饉の影響下での地頭と本所の争い。
26	1232	貞永1・8・21	武蔵国熊谷郷内熊谷直国跡（恒正名）	熊谷直時		私請所か	イ6-4363・4400	「東国」	寛喜の飢饉の影響下での地頭請所成立。
27	1232	貞永1・8・29以前	石清水八幡宮	出雲国横田荘	三旭氏	私請所	イ15-11175	「西国」	寛喜の飢饉の影響下での地頭解除。
28	1232	貞永1・9・11	鎌倉幕府	肥後国永吉荘	平河氏	私請所	イ20-14898・イ36-28298	「鎮西」	寛喜の飢饉の影響下での地頭請所成立。
29	1239	延応1・3・28	国衙	陸奥国岩楯村	北条泰時（地頭代曾我氏）	私請所	『青森県史 資料編中世1 南部氏関係資料』3	「東国」	参考事例／寛喜の飢饉の影響下での地頭代請所成立。
30	1239	延応1・3・28	国衙	陸奥国平賀郡大平賀村	北条得宗家（地頭代曾我氏）	私請所	『青森県史 資料編中世1 南部氏関係資料』414	「東国」	参考事例／承久4年・貞応2年にも請所の徴証あり（『青森県史 資料編中世1 南部氏関係資料』1・423）／寛喜の飢饉の影響下での地頭代請所成立。

表 鎌倉時代の地頭請所関係事例 (つづき)

No.	西暦	年月日 (原則は初見)	主な上級領主	所領名	地頭	請所区分	主要典拠	地域区分	備考
31	1239	延応1・6・6	鎌倉幕府 (知行国主)	武蔵国内地頭請所			『鏡』延応1・6・6	〔東国〕	地頭請所の年貢納入方法を幕府が指示。
32	1239	延応1・7・25	東福寺	越中国川口保		私請所	『鏡』延応1・7・25、イ10-7250	〔東国〕	九条家からの地頭請所契約の連絡を鎌倉幕府が受け、返事を送る。
33	1239	延応1・7・25	東福寺	越中国曾禰保		私請所	『鏡』延応1・7・25、イ10-7250	〔東国〕	九条家からの地頭請所契約の連絡を鎌倉幕府が受け、返事を送る。
34	1239	延応1・7・25	東福寺	越中国八代保		私請所	『鏡』延応1・7・25、イ10-7250	〔東国〕	九条家からの地頭請所契約の連絡を鎌倉幕府が受け、返事を送る。
35	1239	延応1・7・25	東福寺	越中国東条保		私請所	『鏡』延応1・7・25、イ10-7250	〔東国〕	九条家からの地頭請所契約の連絡を鎌倉幕府が受け、返事を送る。
36	1239	1230年代	長講堂	尾張国篠木荘	北条得宗家→円覚寺		イ25-18912・19303	〔西国〕	寛喜の飢饉の影響下での地頭請所成立か。
37	1240	仁治1・10・10以前	近衛家	越後国奥山荘	高井時茂 (三浦和田氏)	私請所/和与裁許	イ8-5626・9-6345・29-22068	〔東国〕	越後城氏の反乱の戦後処理による請所契約か。
38	1241	仁治2・6・3以前	宗像大宮司家 (宗像社は関東御領)	宗像社領筑前国曲村	狩野為佐か	私請所	イ8-5877	〔鎮西〕	地頭請所停廃後の再設定 (イ6-4348)。
39	1244	寛元2・10	鶴岡八幡宮	相模国岡津郷	甲斐 (狩野) 為成	私請所	イ14-10698・10745	〔東国〕	
40	1250	建長2・11以前	九条家	常陸国小栗御厨	小栗氏		イ10-7250	〔東国〕	
41	1250	建長2・11以前	九条家	武蔵国稲毛荘	西党稲毛氏・江戸氏など		イ10-7250	〔東国〕	
42	1250	建長2・11以前	九条家	常陸国小鶴南荘	宍戸氏	私請所	イ10-7250・『図書寮叢刊 九条家文書五』1455 (康永3・12・27足利直義下知状)	〔東国〕	南北朝期、年貢未納を九条家が訴えるが、地頭宍戸氏が勝訴 (年貢納入の実績が認められる)。
43	1250	建長2・11以前	九条家	伊豆国井田荘			イ10-7250	〔東国〕	
44	1250	建長2・11以前	九条家	三河国吉良西荘	吉良氏か		イ10-7250	〔東国〕	
45	1250	建長2・11以前	九条家	肥後国守富荘	木原氏→北条得宗家		イ10-7250	〔鎮西〕	
46	1250	建長2・11以前	九条家	武蔵国船木田本荘	長井氏		イ10-7250	〔東国〕	
47	1250	建長2・11以前	九条家	武蔵国船木田新荘	天野氏・平山氏		イ10-7250	〔東国〕	
48	1253	建長5・10・21以前	近衛家	出羽国寒河江荘	長井氏		イ10-7631	〔東国〕	
49	1253	建長5・10・21以前	近衛家	陸奥国栗原荘			イ10-7631	〔東国〕	
50	1253	建長5・10・21以前	近衛家	摂津国椋橋西荘			イ10-7631	〔西国〕	
51	1253	建長5・10・21以前	近衛家	摂津国多田荘	北条得宗家		イ10-7631	〔西国〕	
52	1253	建長5・10・21以前	近衛家	近江国小椋荘			イ10-7631	〔西国〕	
53	1253	建長5・10・21以前	近衛家	近江国大津御厨			イ10-7631	〔西国〕	
54	1253	建長5・10・21以前	近衛家	伊勢国栗真荘	北条氏か		イ10-7631	〔西国〕	
55	1253	建長5・10・21以前	近衛家	尾張国堀尾荘	堀尾氏		イ10-7631	〔西国〕	
56	1253	建長5・10・21以前	近衛家	尾張国小弓荘			イ10-7631	〔西国〕	
57	1253	建長5・10・21以前	近衛家	紀伊国保田荘	保田氏		イ10-7631	〔西国〕	
58	1253	建長5・10・21以前	近衛家	紀伊国菅生荘			イ10-7631	〔西国〕	上総国菅生荘のことか。
59	1253	建長5・10・21以前	近衛家	信濃国太田荘	島津氏		イ10-7631	〔東国〕	
60	1253	建長5・10・21以前	近衛家	信濃国英多荘			イ10-7631	〔東国〕	
61	1253	建長5・10・21以前	近衛家	相模国三崎荘	三浦氏		イ10-7631	〔東国〕	
62	1253	建長5・10・21以前	近衛家	相模国波多野	北条氏か		イ10-7631	〔東国〕	
63	1253	建長5・10・21以前	近衛家	甲斐国小笠原	小笠原氏		イ10-7631	〔東国〕	
64	1253	建長5・10・21以前	近衛家	甲斐国逸見荘	逸見氏		イ10-7631	〔東国〕	
65	1253	建長5・10・21以前	近衛家	陸奥国鱈河荘			イ10-7631	〔東国〕	
66	1253	建長5・10・21以前	近衛家	越前国宇坂荘			イ10-7631	〔西国〕	承久の乱を契機とするか (高橋一樹2004)
67	1253	建長5・10・21以前	近衛家	長門国牛牧荘			イ10-7631	〔西国〕	
68	1258	正嘉2・9	国衙	薩摩国入来院半分	渋谷氏	私請所	イ11-8289	〔鎮西〕	正嘉の飢饉の影響下での地頭請所成立か。
69	1263	弘長3	円満院門跡	紀伊国阿豆河荘	湯浅氏	私請所	イ13-9828・16-12372・16-12420	〔西国〕	「関東御口入にあらざるといへども、年序を経る地頭請所、改めらるべからず」という趣旨の傍例が地頭側から提示される (イ16-12420)。
70	1266	文永3年以前か	東大寺	大和国赤尾荘下司職		私請所か	イ18-13316・13402・13572	〔西国〕	参考/幕府口入の下司。
71	1268	文永5・4・25		諸国			イ13-10236	諸国	文永9年か。
72	1277	建治3・7	東大寺 (知行国主)	周防国都濃郡切山保	不明		イ17-12789	〔西国〕	
73	1278	弘安1・10・2	殿下渡領	近江国大与度荘	安達泰盛	私請所	イ29-22196・『史料纂集勲仲記 第二』弘安1・10・2 (p12)、弘安2・2・2 (p79)	〔西国〕	
74	1278	弘安1・12・8以前	伊勢神宮	上野国園田御厨広沢郷	園田氏	私請所か	イ18-13316・13402・13572	〔東国〕	
75	1278	弘安1・12・8以前	伊勢神宮	尾張国篋生御厨		私請所か	イ18-13316	〔西国〕	「寛喜以前往古請所」「寛喜以後請所」の先例。
76	1278	弘安1・12・8以前		丹後国波見・同田辺両郷		私請所か	イ18-13316	〔西国〕	「寛喜以前往古請所」「寛喜以後請所」の先例。

表 鎌倉時代の地頭請所関係事例 (つづき)

No.	西暦	年月日 (原則は初見)	主な上級領主	所領名	地頭	請所区分	主要典拠	地域区分	備考
77	1280	弘安3年以前	聖護院か	丹後国大石荘		関東口入請所	イ 18-13831	「西国」	源頼朝の口入によるか。
78	1284	弘安7・5・20		関東御領 (おそらく御家人領)			イ 20-15200	諸国	参考/御家人所領の請所権や買得などの禁止。
79	1295	永仁3年	鎌倉幕府	信濃国近符・伊那春近	不明	関東口入請所 (関東御領)	イ 27-20628	「東国」	「撫民」を目的とした地頭請所。
80	1297	永仁5・6・1			諸国		『中世法制史料集 第1巻』第2部追加法 670	諸国	永仁の徳政令から地頭請所を対象外とすることを定める。
81	1298	永仁6・1・18	九条家	摂津国輪田荘西方	佐久間長盛息女	和与裁許	イ 26-19580	「西国」	
82	1298	永仁6・5	石清水八幡宮	丹後国永富保	左衛門尉経忠	私請所 (和与)	イ 26-19696	「西国」	
83	1299	永仁7	最勝光院	備前国福岡荘内吉井村	吉井氏		イ 37-29069	「西国」	
84	1299	永仁7・2		諸国			『中世法制史料集 第1巻』第2部追加法 683	諸国	幕府の請所保護政策の後退。
85	1300	正安2・11・8	鎌倉幕府	信濃国奥春近領志久見郷	中野氏	関東口入請所 (関東御領)	イ 27-20628	「東国」	「撫民」を目的とした地頭請所。
86	1302	正安4・10・20	近衛家	高津荘薩摩方谷山郡	惣地頭高津氏・郡司 (小地頭) 谷山氏	私請所	イ 38-28269	「鎮西」	参考/惣地頭所務の小地頭請。
87	1303	正安5・3・24	近衛家	高津荘薩摩方谷山郡	惣地頭高津氏・郡司 (小地頭) 谷山氏	私請所	イ 28-21300	「鎮西」	参考/惣地頭所務の小地頭請。
88	1303	嘉元1・9	春日社	播磨国久留美荘跡部村	藤原秀綱	私請所 (和与)	イ 28-21657	「西国」	
89	1305	嘉元3・4以前	殿下渡領	甲斐国布施荘			イ 29-22196	「東国」	
90	1306	嘉元4・6・12以前	歓喜光院	加賀国倉月荘	津華人 (摂津氏)		イ 29-22661	「西国」	
91	1306	嘉元4・6・12以前	安楽寿院	下野国足利荘	足利氏		イ 29-22661	「東国」	
92	1306	嘉元4・6・12以前	安楽寿院	上野国土井出荘	不明		イ 29-22661	「東国」	
93	1306	嘉元4・6・12以前	庁分	美濃国多芸荘			イ 29-22661	「西国」	
94	1306	嘉元4・6・12以前	安楽寿院	但馬国水谷社	水谷氏か		イ 29-22661	「西国」	
95	1306	嘉元4・6・12以前	庁分	下総国千葉荘	千葉氏		イ 29-22661	「東国」	
96	1306	嘉元4・6・12以前	室町院	(河内国) 寺嶋	不明		イ 29-22661	「西国」	参考/地頭請所か否か要検討。
97	1307	徳治2・6・13	石清水八幡宮 (本所)・鎌倉幕府 (領家)	陸奥国好嶋西荘内東目村	岩城隆衡	私請所 (和与)	『史料纂集 飯野八幡宮文書』12号	「東国」	
98	1308	延慶1・12・18	千光寺	備後国地岨荘本郷	山内首藤氏	和与裁許	イ 31-23482B・23490	「西国」	
99	1316	正和5・7・27以前	宣仁門院→一音院 (九条家)	甲斐国志摩荘			イ 34-25896	「東国」	建久7年 (1196) の段階では松尾社が荘園領主権を保持 (イ 2-849)。
100	1318	文保2・5・27	歓喜寿院	紀伊国富安荘	地頭代頼行	和与裁許	イ 34-26686	「西国」	
101	1319	元応1・12・27	禪林寺 (鎌倉幕府)	淡路国由良荘	(雑掌)大和民部大夫・地頭木内氏	和与裁許	イ 35-27347・27348	「西国」	地頭所務の領家請所 (高橋一樹 2004)
102	1322	元亨2・1・12		諸国			『中世法制史料集 第1巻』第2部追加法 717	諸国	国衙領興行を前提とした地頭請所維持の法。
103	1322	元亨2・10以前	東大寺	播磨国大部荘坂部村	中条刑部少輔		イ 36-28212	「西国」	
104	1325	正中2・3以前	最勝光院	信濃国塩田荘	武蔵左近大夫将監 (塩田北条氏)		イ 37-29069	「東国」	
105	1326	嘉暦1・11・12以前	最勝光院	越前国志比荘	波多野通貞	私請所	イ 38-29652	「西国」	朝廷が地頭請所に年貢納入機能を依存 (高橋一樹 2004)
106	1327	嘉暦2・5・18	近衛家	尾張国富田荘	北条氏・円覚寺	私請所	イ 38-29846	「西国」	
107	1327	嘉暦2・8・27	東寺	安芸国三田郷	市川又五郎入道行心	和与裁許	イ 38-29945・29989	「西国」	
108	1328	嘉暦3・2・9以前	安楽寿院	越前国小山荘内領家方本木・穴間以下	藤原知綱	私請所	イ 39-30136	「西国」	
109	1331	元徳3・12・27	東寺	遠江国原田荘細谷郷	原忠益	和与裁許	イ 40-31562・31574	「東国」	
110	1332	正慶1・6以前	臨川寺	美濃国南宮社	宇都宮氏		イ 41-31771	「西国」	
111	1332	正慶1・6以前	臨川寺	美濃国高田勅旨	土岐伯耆入道・同一族		イ 41-31771	「西国」	
112	1332	正慶1・6以前	臨川寺	加賀国富永御厨	足立氏・諏訪氏		イ 41-31771	「西国」	
113	1333	元弘3・12・24	仁和寺	越中国石黒荘広瀬郷山本村	藤原定頼	私請所 (和与)	イ 42-32763	「東国」	
114	1333	元弘3以前	蓮華王院	肥後国人吉荘経徳・常楽・松延名	相良氏 (長氏・頼広)	私請所	『大日本古文書 相良家文書』51号	「鎮西」	

イ…『鎌倉遺文』/『鏡』…『吾妻鏡』/高橋一樹 2004…註 (11) 高橋一樹「荘園制の変質と公武権力」

policy of Jito-ukesho other than Kanto-kunyu-ukesho (a kind of Jito-ukesho which was established as a result of Kamakura Shogunate's request to the superior lords of manors and public lands to establish ukesho), but it did not mean that it backed away from the protection policy of private ukesho without any premise. In the Kanto-goryo (Kamakura Shogunate's private lands), the establishment of Jito-ukesho with the policy of saving the people was continued. The Kamakura Shogunate consistently positioned Jito-ukesho as an intermediary to maintain the manor system.

Keywords: Jito-ukesho, Civil War, Famine, saving the people, manor system

Jito-ukesho Policy of the Kamakura Shogunate and the Manor System

SHIMIZU Ryo

In this paper, I examine the development of the Kamakura Shogunate's policy of Jito-ukesho in relation to the manor system from a diachronic perspective. Jito-ukesho was a form of land control and nengu (land tax) payment system in which a Jito (land steward) appointed by the Kamakura Shogunate undertook payment of a certain amount of nengu and was entrusted with local control by a superior lord.

The Shogunate's policy of Jito-ukesho in the early Kamakura period was developed as part of the regional reconstruction from the Jisho-Juei Civil War (as well as the political strife in the same period) and the reconstruction of the manor system. Here I made it clear that in eastern Japan, where the Kamakura Shogunate had special control, land development (and redevelopment) by Jito was implemented as a Shogunate's policy, and as part of this, many Jito-ukesho were established in these areas. In addition, I argued that urban lords also sensed that Jito-ukesho would lead to the reconstruction of the manor system and made private ukesho contracts (contracts of delegation) with Jito.

The next phase of the Kamakura Shogunate's Jito-ukesho policy developed in the 1230s, when the Kangi Famine affected Japan.

During this period, the Shogunate's policy of restoring regions and nengu system from the great disaster of the Kangi Famine by making Jito and Jito-dai (deputy Jito) responsible for the payment of nengu appeared in the form of development of Jito-ukesho in the direct control territories and the Hojo clan's territories. Furthermore, in the latter half of the 13th century, the Shogunate took a policy of broadly protecting Jito-ukesho by the Shogunate law, which protected the Jito-ukesho controlled by a lord for 20 years (Under the Chigyo Nenkiho, the legal principle for the statute of limitations on land in possession, if a territory had been effectively controlled for 20 years, the control was considered legitimate regardless of the circumstances.) and the Jito-ukesho established "since Kangi era". After clarifying these facts, I argued that the series of policies of the Shogunate aimed to maintain the whole manor system by extending the policy of saving the people and maintaining the nengu system in the direct control territories and the Hojo clan's territories through the establishment of Jito-ukesho to the territories of other urban lords.

After the end of the 13th century, the Kamakura Shogunate backed away from the protection
